LEC社会保険労務士講座/テキスト・レジュメ訂正情報

Maintext Authentic 〈2024 年度版〉

(2024年度合格目標 Kudo Project Swing-by seminar 講義使用教材)

(2024/05/07 現在)

2024年度合格目標 Kudo Project Swing-by seminar の講義使用教材である「2024年度版 Maintext Authentic」におきまして以下の訂正箇所がございます。 大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

·最新 2024/05/07 更新分

【2024/01/29 更新分】

健康保険法(RU24253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後	
	P124 健保-050	被扶養者の届出に係る届出	事項に変更があったときは、	
	(7) 被扶養者の届出	その都度、事業主を経由して	て厚生労働大臣又は健康保険	
	改正のため追加	組合に届け出なければなら	ない。ただし 、住所の変更 に	
		ついては、健康保険組合管等	堂健康保険の被扶養者 であっ	
改正		て、当該健康保険組合が当該	核被扶養者に係る 機構保存本	
		人確認情報の提供を受ける	ことができるとき (当該健康	
		保険組合が事業主に対し当	該被扶養者の住所に係る情	
		報の提供を求めないときに	限る) は、当該事項に関する	
		変更の届出は 必要ない (則	38条2項)。	
	P125 健保-050	任意継続被保険者の個人番	号、氏名又は住所の変更の届	
	(10)任意継続被保険者	出のうち任意継続被保険者	の 住所の変更 の届出につい	
	の個人番号、氏名又は住	ては、健康保険組合管掌健原	東保険の任意継続被保険者で	
改正	所の変更の届出	あって、当該健康保険組合が	当該任意継続被保険者に係	
LX III.	改正のため追加	る機構保存本人確認情報の	提供を受けることができる	
		とき(当該健康保険組合が事	事業主に対し当該任意継続被	
		保険者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る)		
		は、当該事項に関する変更の届出は 必要ない (則 44条)。		
	P145 健保-057	電子資格確認(法3条13	電子資格確認 (法3条 13	
改正	要点整理Pointl	項)	項 <u>、法附則1条の2</u>)	
	標題			
	P145 健保-057	個人番号カードに記録さ	個人番号カードに記録さ	
	要点整理Pointl	れた利用者証明用電子証	れた利用者証明用電子証	
	3行目	明書を送信する方法によ	明書を送信する方法 <u>その</u>	
改正		り、	他の厚生労働省令で定め	
			る方法 (「利用者証明用電	
			子証明書」を送信する方	
			<u>法)</u> により、	

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P145 健保-057 要点整理 1つ目の CHECK	【別添1】	に差し替え
訂正	P165 健保-062 趣旨 5 行目	…訪問看護療養費制度 <u>を</u> 創設された。	…訪問看護療養費制度 <u>が</u> 創設された。
訂正	P191 第5章第4節 趣旨 7行目	…高額療養費の現物給付 化が実施され <u>る</u> ている。	…高額療養費の現物給付 化が実施され る ている。
訂正	P232 健保-082 要点整理(1) ② ① 5行目 下線部分を削除	少年法の規定による保護 処分として少年院若しく は児童自立支援施設に送 致され、収容されている場 合又は売春防止法の規定 による補導処分として婦 人補導院に収容されてい る場合	少年法の規定による保護 処分として少年院若しく は児童自立支援施設に送 致され、収容されている場 合又は売春防止法の規定 による補導処分として婦 人補導院に収容されてい る場合

年金法 I (RU24255)

		訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P212	厚年-047	<u>厚生労働大臣</u> は、合意分割	<u>実施機関</u> は、合意分割及び
1 111111111111111111111111111111111111	条文	CHECK 1 つ目	及び3号分割の規定…	3号分割の規定…

年金法Ⅱ (RU24256)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P284 厚年-064 要点整理 《65 歳以後の 在職老齢年金の支給停 止基準額》 1行目	※前記 Point! 総報酬月額相当額 ①のイメージ (令和<u>5</u>年度額)	※前記 Point! 総報酬月額相当額 ①のイメージ (令和6年度額)
改正	P284 厚年-064 要点整理 《65歳以後の 在職老齢年金の支給停 止基準額》図中 1つ目	支給停止調整額 (<u>47</u> 万円)	支給停止調整額 (<u>50</u> 万円)
改正	P284 厚年-064 要点整理 《65歳以後の 在職老齢年金の支給停 止基準額》図中 2つ目	支給停止調整額 (<u>48</u> 万円)	支給停止調整額 (<u>50</u> 万円)
改正	P284 厚年-064 要点整理 GHECK ・2つ目	・令和6年度における支給 ている。	停止調整額は 50 万円 とされ

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P285 厚年-064 要点整理 《65歳以後の 在職老齢年金の仕組み》 図中 調整	支給停止調整額 <u>48</u> 万円	支給停止調整額 <u>50</u> 万円
改正	P289 厚年-065 要点整理 《65 歳以後の 在職老齢年金の仕組み》 標題	《60 歳台前半の在職老齢 年金のイメージ》(令和 <u>5</u> 年度額)	《60 歳台前半の在職老齢 年金のイメージ》(令和 <u>6</u> 年度額)
改正	P289 厚年-065 要点整理 《65 歳台前半 の在職老齢年金のイメ ージ》図中	支給停止調整額 (<u>48</u> 万円)	支給停止調整額 (<u>50</u> 万円)
改正	P294 厚年-066 要点整理 《在職老齢年 金と高年齢雇用継続給 付の調整の具体例1》	1.60 歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 240,000円+200,000円 < 480,000円	1.60 歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 240,000円+200,000円 < 500,000円
改正	P295 厚年-066 要点整理 《在職老齢年 金と高年齢雇用継続給 付の調整の具体例2》 図中	1.60 歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 (340,000円+200,000円 -480,000円) ×1/2 = 30,000円	1.60 歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 (340,000円+200,000円 -500,000円) ×1/2 = 20,000円
改正	P296 厚年-066 要点整理 《在職老齢年 金と高年齢雇用継続給 付の調整の具体例2》 図中	1. 調整 (支給停止) ※在職老齢年金の仕組み による 30,000円 支給停止 42,180円	1. 調整 (支給停止) ※在職老齢年金の仕組み による 20,000円 支給停止 32,180円
訂正	P305 厚年-068 要点整理 GHECK 下から4行目 下線部削除	なお、 <u>在職定時改定及び</u> 退職時改定の規定の適用については、	なお、 在職定時改定及び 退職時改定の規定の適用については、

【別添1】

CHECK 法 63 条 3 項の厚生労働省令で定める方法(則 53 条) 2021 改正 2013

- ・法63条3項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とされている(則53条1項)。
 - ①被保険者証を提出する方法
 - ②**処方箋**を提出する方法(**保険薬局等**から療養を受けようとする場合に**限る**)
 - ③保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者が、<u>過去に取得した療養又は指定訪問看護を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む)を用いて</u>、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した<u>直近の当該情報を確認する方法(※1)</u>
 - (※1) 当該③の方法は、当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養(居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る)を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であって、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限られている。

なお、被保険者が 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって 一部負担金の割合が 100 分の 20 とされる場合又は 70 歳に達する日の属する月 の翌月以後である場合であって、政令で定めるところにより算定した報酬の額 が政令で定める額以上であり、一部負担金の割合が 100 分の 30 とされる場合の 規定の適用を受ける場合(※2)にあっては、上記①~③に定めるもの及び高齢受 給者証を提出する方法とされている(則 53 条 2 項)。

- (※2) 当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認(※3)を受けることができる場合を除く。
- (※3) 「電子的確認」とは、保険者に対し、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当 該情報により確認することをいう。

【2024/04/1 更新分】

年金法 I (RU24255)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P177 国年-033 要点整理 《受給権者の 行う届出のまとめ》 表中⑤	⑤20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金、 母子福祉年金又は準母子 福祉年金の裁定替えによ	⑤20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る <u>所得状況の届出</u>
		る遺族基礎年金 の受給権 者に係る <u>所得状況の届出</u>	
改正	P178 国年-033 要点整理 《受給権者の 行う届出のまとめ》 表下(※1)	(※1) 指定日 (厚生労働大臣 が指定する日)とは、以下の 日をいう(令 3.6.24 厚労告 248 号)	(※1) 指定日 (厚生労働大臣 が指定する日)とは、以下の 日をいう(<u>令 6.3.6 厚労告 66</u> <u>号</u>)
改正	P178 国年-033 要点整理 《受給権者の 行う届出のまとめ》 表下(※1)①	①20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金 又は母子福祉年金若しく は準母子福祉年金の裁定 替えによる遺族基礎年金 の受給権者に係る所得状況の届出(前表⑤の届出)	①20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出(前表⑤の届出)

【2024/05/07 更新分】

健康保険法(RU24253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	訂正箇所 P8 健保-009 条文 2) 改正に伴い追加	訂正前 保険者は、前項の規定により同項第2号又は第3号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者(※1)と共同して委託するものとする。	保険者は、前項の規定によ
			する。

社会保険一般常識(RU24254)

	訂正箇所	訂正前	訂正後	
	P46 国保-027	世帯主の世帯に属する被	世帯主の世帯に属する被	
改正	要点整理 (1) CHECK	保険者につき算定した後	保険者につき算定した後	
LX III.	市町村の保険料の賦課	期高齢者支援金等賦課額	期高齢者支援金等賦課額	
	に関する基準 表②	22 万円	<u>24 万円</u>	
	P126 高医-031	第1項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。		
	条文 2)	①~③ (略)		
	改正に伴い追加	④都道府県医療費適正化	計画の 実績の評価に関する	
改正		調査及び分析		
		3) 厚生労働大臣は、保険者協議会が上記 2) ①~④に		
		掲げる業務を円滑に行うため必要な 支援 を行うもの		
		とする。		

労働基準法(RU24255)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P51 労基-018 要点整理 重要通達	②「就業の場所及び従事すれ直後の就業の場所及び従	べき業務」については、雇入
訂正	②改正のため削除	, - <u></u>	事りべき 素粉を切かりれば 請所や従事させる業務を併せ
		網羅的に明示することは差	し支えない (平 11.1.29 基
		発 45 号)。	
	P197 労基-052	労使委員会の委員の5分	労使委員会の委員の5分
訂正	要点整理(4)1行目		の4以上の多数による議
1, 11.		決により、①~ <u>⑧</u> の事項を	決により、①~ <u>⑦</u> の事項を
		決議	決議
	P243 労基-065	満 15 歳以上満 18 歳未満の	満 15 歳以上満 18 歳未満の
訂正	要点整理(1)表中	<u>者</u>	者
	括弧書き追加		(左欄の者を除く)
	P305 労基-096	③磁気テープ、磁気ディス	③使用者の使用に係る電
	要点整理(2) Point!	クその他これらに準ずる	子計算機に備えられたフ
		物に記録し、かつ、各作業	<u>ァイル又は第 24 条の2の</u>
		場に労働者が当該記録の	4 第 3 項第 3 号に規定す
改正		内容を常時確認できる機	る電磁的記録媒体をもつ
		器を設置すること	て調製するファイルに記
			録し、かつ、各作業場に労
			働者が当該記録の内容を
			常時確認できる機器を設
	D010 14 - 1/2 1/01	@ F V. + W II. IIII	置すること。
 =+	P318 巻末資料	13年次有給休暇の計画的	③年次有給休暇の計画的
訂正	●労働基準法に基づく労使協定	付与 (法39条9項)	付与 (法 39 条 <u>6</u> 項)
	刀灰励足		

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P318 巻末資料 ●労働基準法に基づく	の支払 (法 39 条 7 項ただ	⑭年次有給休暇中の賃金 の支払(法 39 条 9 項ただ
	労使協定	し書)	し書)

労働一般常識 I (RU24258)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P58 【労働基準法で定める 労使協定と労使委員会 の決議・労働時間等設定 改善 企業 委員会の決 議のまとめ】	⑬年次有給休暇の計画的 付与 (法39条9項)	⑬年次有給休暇の計画的付与 (法39条 <u>6</u> 項)
訂正	P58 【労働基準法で定める 労使協定と労使委員会 の決議・労働時間等設定 改善企業 委員会の決 議のまとめ】	⑭年次有給休暇中の賃金 の支払(法 39 条7項ただ し書)	⑭年次有給休暇中の賃金 の支払(法 39 条 9 項ただ し書)

労働者災害補償保険法(RU24261)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P133	(令和5年4月1日以後)	(令和 <u>6</u> 年4月1日以後)
改正	要点整理(2) 【常時介護の場合】		
	P133 労災-031	実費 (上限額 <u>172,550</u> 円)	実費(上限額 <u>177, 950</u> 円)
訂正	要点整理(2)表中		
	介護補償給付の額①		
	P133	介護に要する費用とし	介護に要する費用とし
改正	要点整理(2)表中	て支出された費用の額	て支出された費用の額
UX III.	介護補償給付の額②(a)	が <u>77,890</u> 円に満たない	が <u>81, 290</u> 円に満たない
		場合	場合
	P133	2月目以降 最低保障	2月目以降 最低保障
改正	要点整理(2)表中	(<u>77, 890</u> 円)	(<u>81, 290</u> 円)
	介護補償給付の額②(a)		
	P133	2月目以降 最低保障	2月目以降 最低保障
改正	要点整理(2)表中	(77,890円)	(<u>81, 290</u> 円)
	介護補償給付の額②(b)		

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P133	※随時介護の場合に適用	※随時介護の場合に適用
	要点整理(2)※書き	される金額については、常	される金額については、常
		時介護の場合に適用され	時介護の場合に適用され
		る金額の半額を端数処理	る金額の半額を端数処理
		した額となる(上限額:	した額となる(上限額:
		<u>86,280</u> 円、最低保障額:	<u>88,980</u> 円、最低保障額:
		<u>38,900</u> 円)。	<u>40,600</u> 円)。
改正	P133 労災-031	介護補償給付を支給すべ	介護補償給付を支給すべ
	要点整理(2) Pointl	き事由が生じた月(=介護	き事由が生じた月(=介護
	1つ目	開始初月)については	開始初月)については
		<u>77,890</u> 円 (随時介護の場合	<u>81, 290</u> 円 (随時介護の場合
		<u>38,900</u> 円) の最低保障はな	<u>40,600</u> 円)の最低保障はな
		<i>٧</i> ٠°	<i>۱</i> ۰
改正	P133 労災-031	・親族又はこれに準ずる者	・親族又はこれに準ずる者
	要点整理(2) Point!	による介護を受けた日が	による介護を受けた日が
	2つ目	ない月については、 <u>77,890</u>	ない月については、 <u>81,290</u>
		円 (随時介護の場合 38,900	円 (随時介護の場合 <u>40,600</u>
		円)の最低保障はない。	円)の最低保障はない。
訂正	P227	障害(補償)等差額一時金	障害(補償)等 <u>年金</u> 差額一
	要点整理(1)【保険給付		時金
	と特別支給金との関係】		
	保険給付(1階)		

雇用保険法(RU24262)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P186 雇用-048	専門実践教育訓練受講予	専門実践教育訓練受講予
	要点整理(5) 2	定者は、当該専門実践教育	定者は、当該専門実践教育
	(a)事前手続	訓練を開始する日の <u>1箇月</u>	訓練を開始する日の <u>14 日</u>
	則 101 条の2の11の2	<u>前</u> までに、	<u>前</u> までに、
	第1項・5項抄		
	P186 雇用-048	5) 担当キャリアコンサルタ	ントは、次に掲げる事項に
	要点整理(5) 2	留意しつつ、キャリアコンサルティングを実施するもの	
	(a)事前手続	<u>とする。</u>	
	則 101 条の2の11の2	①特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及	
改正	第1項・5項抄	び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教	
		育訓練の選択を支援すること。	
		②特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員で	
		ある又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定	
		一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わない	
		<u>こと。</u>	

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P187 雇用-048	専門実践教育訓練受講予定者	専門実践教育訓練受講予
	要点整理(5)3	は、当該専門実践教育訓練を	定者は、当該専門実践教育
	(a)事前手続	開始する日の <u>1箇月前</u> まで	訓練を開始する日の <u>14 日</u>
		に、	前までに、
	P187 雇用-048	8) 担当キャリアコンサルタ	アントは、次に掲げる事項に
	要点整理(5)❸	留意しつつ、キャリアコンサルティングを実施するもの	
	(a)事前手続	とする。	
		①専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリ	
改正		ア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を	
LX III.		支援すること。	
			予定者に対し、自らが役員で
			る法人又は団体の行う専門
		実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わない	
		こと。	
	P190 雇用-048	受講開始日の上	受講開始日の上
	【専門実践教育訓練に	1 箇月前	14 日前
改正	係る教育訓練給付金の		
	支給申請手続のイメー		
	ジ】図中	Table to a ball to a control	
	P194 雇用-049	・・・専門実践教育訓練を	
改正	要点整理(3)①	開始する日の1箇月前(以	開始する日の 14 日前 (以
	2行目	下「提出期限日」という)	下「提出期限日」という)
	B. 0.4 ■ ■ 0.40	まで(※1)に、	まで(※1)に、
74.7	P194 雇用-049	提出期限日後に	当該専門実践教育訓練を
改正	要点整理(3)①(※1)		開始する日の1箇月前の
	P216 雇用-054	() () () () () () () ()	日後に
訂正	P216 雇用-054 要点整理(1) CHECK	④原則として、次の(a)又は(b)のいずれかに該当す	=
	安点登壁(1) (611367 介護休業(則 201 条の 16)	はののいりれかに該当りることとなった日後の休	は(b)のいりれかに該当り ることとなった日後 ((b)
	八曖吓未(則 401 未の 10 <i>)</i> 	ることとなった日後の休 業でないこと	ることとなった日後 <u>((b)</u> に該当する場合にあつて
		未しはり'しこ	は、その日以後)の休業で
			ないこと
	P246 雇用−059	☑ 労働移動支援助成金の	₩ 早期再就職支援等助成
改正	要点整理	支給	金の支給
	(1)雇用安定事業②例	<i>~</i> //¹H	<u> </u>

労働保険徴収法 (RU24263)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P40 徴収-016 要点整理 【労働保険料の概要】 ①注意事項・保険料率	日雇労働者被保険者	日雇労働被保険者
訂正	P48 徴収-018 要点整理 ● 2 行目	→1,000 分の 47	→1,000 分の <u>42</u>

労働安全衛生法 (RU24264)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P95 安衛-051 (2) で 型式検定を受けるべき 機械等(法別表第4、令 14条の2) 1344追加	型式検定を受けるべき機械 邦の地域内で使用されない 機械等(本邦の地域内で使用 合を除く)とする。 ①~⑫(略) ⑬防じん機能を有する電動 ⑭防毒機能を有する電動フ	等は、次に掲げる機械等(本いことが明らかな次に掲げる目されないことが明らかな場